

在宅子育て応援制度について



町では、保育所などを利用せずに子育てに取り組む家庭を支援し、子どもたちが家族や地域とともに成長することを応援します。

◆補助対象者

町内にお住まいの3歳未満の子どもを子育て中の方々のうち、保育施設などを利用せずに子育てに取り組んでいる方、または取り組むことを希望される方。

「町内にお住まい」…………… 町内に居住し、かつ、住所を有する方

「保育施設などを利用せずに」… 保育施設(認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育等事業実施施設または届出認可外保育施設)の利用に必要となる教育・保育給付を受けていない場合を指します



◆補助金の額

第1子および第2子の子ども：月額20,000円

第3子以降の子ども：月額30,000円

(注) 補助金は8月、12月および4月にそれぞれ前月までの金額を交付します。



◆主な流れ

- ▶ 補助金の交付を希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、下記窓口まで提出をお願いします。また、申請には印かんが必要になります。(申請書は下記窓口または町ホームページよりダウンロードできます)
- ▶ 出生の翌月から3歳の誕生月を最終として最大36カ月分を交付します。
- ▶ 対象となる子どもが町内に居住しなくなった場合や、保育施設などの利用が始まった場合には、補助金の交付は終了となります。

ご注意ください

平成29年度中に交付決定を受けている方で、引き続き平成30年度も本制度を利用する場合、再度の申請が必要です。手続き忘れのないようご注意ください。なお、現在利用中の方々については、本年3月に必要書類を送付させていただく予定です。

- 補助金に関する相談・申請は、下記までお問い合わせください。

【本 庁】 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800

【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701